

1節 民主政治の基本原理

1 民主政治の成立

① 政治と国家 (教P 6～7、資P 8～9)

※政治とは

政治とは、社会における意見や利害の対立を調整し、決定・実行することであり、人間が集団生活をする限り必ず政治が必要である。



「人間は政治的動物である」・・・ギリシャの哲学者(1)アリストテレスの言葉

・・・人間が孤立した存在でなく様々な集団に属し、様々な人間関係を結びつつ生活しているから。

※国家

政治は家庭や学級でも行われているが、それを組織的に行うのが国家や地方公共団体である。



政治がその機能を果たすためには、集団の構成員 (国家では国民) を従わせる力=強制力を必要とする。これを政治権力と言う。

*権力 (支配) の正当性

権力が正当なものであると国民が認め従う場合をマックス=ウェーバーが3つに整理

ア. 伝統的支配・・・古くから続いていて国民が認め従う 例：王制

イ. (2)カリスマ的支配・・・非凡な資質を権力者に認め従う 例：ヒトラー

ウ. 合法的支配・・・法により決定されたことを国民が認め従う 例：議会制

*国家の三要素

人間の集団が国家と呼べるものになるには次の三つの要素が必要と考えられている。

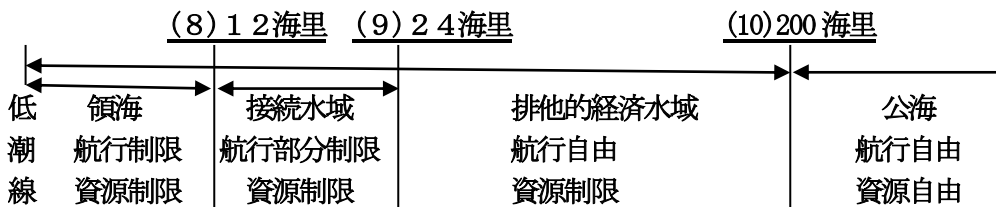
ア. (3)国民・・・国家を構成する人。最も多いのは(4)中国。

イ. (5)主権・・・3つの意味があるがここでは(6)国家の最終決定権の意味。

ウ. 領域 領土・・・陸地部分で低潮線(最も引き潮の線)まで。最も広いのは(7)ロシア。

領海・・・海洋部分で低潮線から(8) 12海里(1海里=1852m)。許可なく航行できない。領海の外は航行自由だが、低潮線から(9) 12～24海里まで接続水域で通関や出入国管理のため一部航行制限。低潮線から(10)200海里は排他的経済水域 (EEZ)でその範囲の資源(漁業・鉱物など)は他国の自由にならない。

領空・・・領土と領海の上空の大気圏内まで。



※機能からみた国家

(11)夜警国家・・・防衛と治安維持を中心とした最低限の役割だけを果たす



(12)福祉国家・・・積極的に国民の生活を保障する役割を果たす。そのために国家の機能が拡大。

②絶対王政から民主政治へ（教P 7～9、資P 13）

17世紀のヨーロッパ

絶対王政の時代

国王が威張る君主政治

その正当化・合法化のため

(13) 王権神授説提唱 ← 対抗

国王の権力は神から授けられたもの

市民階級（ブルジョアジー）

（国王や貴族に対して商工業者のことを言う）

国王の横暴と闘う

自然権（天賦人権・基本的人権）思想

全ての人間が生まれながらに何らかの権利・権力を持つ

↓

(14) 社会契約説

国家(社会)は人民の契約により成立し、その権力も人民相互の同意に基づく

* (14) 社会契約説のまとめ

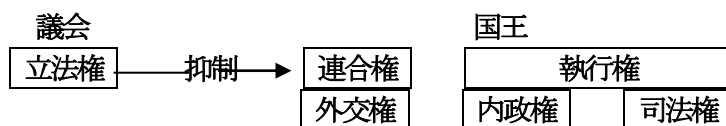
思想家	(15) <u>ホブズ</u> (英) (1588～1679)	(19) <u>ロック</u> (英) (1632～1704)	(23) <u>ルソー</u> (仏) (1712～1778)
主 著	『(16) <u>リバイアサン</u> 』	『(20) <u>市民政府二論</u> 』	『(24) <u>社会契約論</u> 』
自然状態	「(17) <u>万人の万人に対する闘争</u> 」の状態 (ひどい状態)	個人は不完全ながら自由・平等・独立 (まずまずの状態)	個人は自由・平等・平和の状態(理想的なよい状態)
自然権	自己保存の権利	自由・生命・財産権	特に記述なし
それぞれの社会契約説の特徴	契約により全権を君主に(18) <u>譲渡</u> 。 結果的に(12) <u>絶対王政</u> を擁護	契約により自然権の一部を代表者に(21) <u>信託</u> 。 <u>議会制民主主義</u> を構想 代表者が自然権を侵害した時の(22) <u>抵抗権</u> ・ <u>革命権</u> を主張	契約により個人の全体としての人民の意志＝ (25) <u>一般意思</u> に全権を <u>譲渡</u> <u>人民主権</u> ・ <u>直接民主制</u> を構想

③権力分立（教P 9～10、資P 14）

(14) 社会契約説に従って、最高の権力者を人民（社会契約に参加した人々の集団）だとしても、その権力が少数の者に集中すると濫用される危険があるので、そうした事態を防ぐために権力の分散が不可欠であり、その権力を複数の機関に分立させて民主政治の実現をはかることが考えられた。

社会契約説の論者でもある(19) ロックは、図のような二権分立を考えた。これを発展させて18世紀に仏の(26) モンテスキューが図のような三権分立を考えた。主な相違点は(19) ロックが考えていた連合権（外交権）と執行権のうちの内政権をまとめて、改めて執行権（行政権）とし、執行権のうちの裁判権を分けて国王から裁判所に移したことである。今日では、国王に代わって行政府があるが、多くの国家でこの三権分立が採用されている。

ロック(英)の
権力分立



(26) モンテスキュー
(仏)の権力分立
著書『(27) 法の精神』

